

この度は建設業許可申請に関するお問い合わせをいただきまして、誠にありがとうございます。

建設業許可申請を行うにあたって確認させて頂きたい事項について、次ページよりご記入をお願い致します。

ご記入が終わりましたら、2ページから6ページの5枚をFAXにてご連絡をお願い致します。

追って当事務所よりご連絡をさせていただきます。

行政書士アイテラス法務事務所
行政書士 渡辺彰佳

〒277-0843 千葉県柏市明原4-4-21-103号室
電話 04-7179-5557
FAX 04-7179-5597
Eメール info@gyousei-watanabe.com

Q4. 経營業務の管理責任者の証拠書類について、揃えることができるものをお答え下さい。(常勤性を証明するためのものです。)

ア 現在の常勤性を証明するもの (以下の a~g のいずれか)

【法人申請の場合】

- a. 健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険とは異なります。
- b. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
※雇用初年度のみ確認資料
- c. 国民健康保険被保険者証 + 法人税の確定申告書の表紙 + 役員報酬明細 ※いずれも写し
- d. 国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※いずれも写し
- e. 国民健康保険被保険者証 + 住民税特別徴収税額の通知書
※いずれも写し
- f. 国民健康保険被保険者証 + 市町村発行の所得証明書及びそれに対応する源泉徴収票 ※いずれも写し
- g. 後期高齢者医療費保険者証及び厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届又は厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届

【個人申請の場合】

- 国民健康保険被保険者証 + 所得税の確定申告書の表紙 ※いずれも写し

イ 経験を証明するもの (法人の役員経験、個人の事業主経験は a. b の両方)

【法人申請の場合】

- a. 登記事項証明書 (証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)
- b. 該当年に施工した次の①~③のいずれか
 - ① 契約書・注文書 (許可希望業種にあたる工事名が記載されたもの。)
代表者印又は契約締結権限者の印のあるもの ※写し
 - ② 注文書 (代表者印または契約締結権限者の印の無いもの)、請書、見積書または請求書等のいずれか) 及び対応する発注証明書または入金状況が確認できるもの
 - ③ 証明しようとする業種と同一の許可を有していた場合は、当該許可の許可通知書の写し (申請時点において現に有効なものは省略可)

【個人申請の場合】

- a. 証明期間中の必要年数に係る以下の①、②のいずれか
 - ① 所得税の確定申告書の表紙の写し
 - ② 市町村発行の所得証明書
- b. 法人の b に同じ

Q5. 専任技術者の常勤性を証明する書類について揃えることができるものを選んで下さい。(経營業務責任者と異なる場合)

ア 現在の常勤性を証明するもの (以下の a~g のいずれか)

【法人申請の場合】

- a. 健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険とは異なります。
- b. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
※雇用初年度のみの確認資料
- c. 国民健康保険被保険者証 + 法人税の確定申告書の表紙 + 役員報酬明細 ※いずれも写し
- d. 国民健康保険被保険者証 + 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※いずれも写し
- e. 国民健康保険被保険者証 + 住民税特別徴収税額の通知書
※いずれも写し
- f. 国民健康保険被保険者証 + 市町村発行の所得証明書及びそれに対応する源泉徴収票 ※いずれも写し
- g. 後期高齢者医療費保険者証及び厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届又は厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届

【個人申請の場合】

- 国民健康保険被保険者証 + 所得税の確定申告書の表紙 ※いずれも写し

イ 経験を証明するもの (法人の役員経験、個人の事業主経験は a. b の両方)

【法人申請の場合】

- a. 登記事項証明書 (証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)
- b. 該当年に施工した次の①~③のいずれか
 - ① 契約書・注文書 (許可希望業種にあたる工事名が記載されたもの。) 代表者印又は契約締結権限者の印のあるもの ※写し
 - ② 注文書 (代表者印または契約締結権限者の印の無いもの)、請書、見積書または請求書等のいずれか) 及び対応する発注証明書または入金状況が確認できるもの
 - ③ 証明しようとする業種と同一の許可を有していた場合は、当該許可の許可通知書の写し (申請時点において現に有効なものは省略可)

【個人申請の場合】

- a. 証明期間中の必要年数に係る以下の①、②のいずれか
 - ① 所得税の確定申告書の表紙の写し
 - ② 市町村発行の所得証明書
- b. 法人の b に同じ

Q6. 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、揃えることができるものを選んで下さい。

ア 一般建設業の専任技術者 (a～cのいずれか)

a. 所定学科卒業で実務経験を有する場合

- ・卒業証明書
- ・実務経験証明書及びその確認資料

b. 実務経験（10年以上）を有する場合

- ・実務経験証明書及びその確認資料

c. 国家資格等又は大臣特別認定を有する場合

- ・資格証明書の写し
- ・大臣特別認定書等の写し

イ 特定建設業の専任技術者 (a～cのいずれか) 指定建設業は a 又は c

a. 国家資格を有する場合

- ・資格証明書の写し

b. 一般建設業の専任技術者の要件を満たしさらに元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的実務経験を有する場合

- ・一般建設業の専任技術者の資格を有することを証明する資料
- ・指導監督的実務経験証明書及びその確認資料

c. 大臣特別認定を有する場合

- ・大臣特別認定証の写し

Q7. 貸借対照表の純資産の部が500万円以上ありますか？

または500万円以上の残高証明書又は、融資証明書を取引銀行に発行してもらえますか。(許可申請日の1ヶ月以内のものを用意していただくことになります。)

はい いいえ わからない

Q8. 事業税の納税証明書は、発行してもらえますか(県税事務所)

はい いいえ わからない

Q9. 定款の目的欄・確定申告書の事業欄に、許可希望業種が書かれていますか。

はい いいえ わからない

Q10. 一件の請負金額が500万以上(建築一式工事を除く)の工事を現在までに受注したことがありますか。(申請時に始末書を添付する場合がございます。)

はい いいえ わからない

Q11. 発注者から直接請負いますか(元請となりますか)

はい、ひとつの工事について発注金額が3000万円以上
(建築一式は4500万円以上)

- はい、ひとつの工事について発注金額が3000万円以下
- いいえ、すべて下請け
- わからない

Q13. 各質問以外で、特記すべきことがございましたら、ご記入ください。
